

高齢者施設等職員に対するスクリーニング検査 対象施設・事業所一覧

＜申込みは、対象となる施設・事業所単位となります。（法人単位等は不可。）＞

	高齢	障害等
入所系	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（地域密着型を含む） ・サービス付き高齢者向け住宅 ・有料老人ホーム ・認知症対応型共同生活介護 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・障害児入所施設 ・共同生活援助 ・救護施設
短期入所系	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所
通所系	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション （医療みなしを除く） ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・通所型サービス（総合事業のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護 ・生活介護 ・自立訓練（生活訓練） ・自立訓練（機能訓練） ・宿泊型自立訓練 ・自立生活援助 ・就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型 ・就労移行支援 ・就労定着支援 ・児童発達支援（医療型含む） ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション （医療みなしを除く。） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・訪問型サービス（総合事業のみ） ・居宅介護支援、介護予防支援 ・特定福祉用具販売、福祉用具貸与 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・地域移行支援、地域定着支援 ・計画相談支援 ・障害児相談支援
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・生活支援ハウス 	

【留意事項】

※1：「短期入所生活介護（高齢）」、「通所型サービス（高齢）」、「短期入所（障害）」として申込みいただくのは、当該施設・事業所のうち〔単独型〕のみとしてください。

当該施設・事業所のうち〔併設型〕（又は一体的に運営している事業所）の場合は、本体施設と兼務している場合が多いため、本体施設である「特別養護老人ホーム」や「通所介護」、「障害者支援施設」等として申込みください。

※2：障害福祉サービスの多機能型事業所については、多機能型事業所ごとに申込みをしてください。

例：児童発達支援・放課後等デイサービス
 生活介護・就労継続支援 B 型